

第3章 監査の結果と意見

1 総括

本報告書の各項目の中に記載されている「指摘」及び「意見」について一表にまとめたものが後述の「2 個別の指摘及び意見」である。その内容は概ね

- ・一般廃棄物処理基本計画の目標値の設定そのものに関するもの
- ・達成目標の点検・評価、計画の周知等に関するもの
- ・中間施設の管理に関するもの
- ・契約に関するもの

の4点に集約できる。

(1) 一般廃棄物処理基本計画の目標値の設定そのものについて

本文に記載したとおり、第6次と第7次の一般廃棄物処理基本計画に掲げられた目標値の中には、その算出方法が妥当なのか、合理的な根拠に基づき設定されているのか、また、有用なものとなっているのか、疑念を抱かざるを得ないものがある。実績値についての分析が不十分なまま目標値が定められており、目標値自体も実現可能とは言い難い理想的なものとなっている。

目標値の在り方・算出方法等については是非とも再考いただきたい。

(2) 達成目標の点検・評価、計画の周知等について

一般廃棄物処理基本計画の各種施策（取組）には詳細化、数値化できるものが多数あるにもかかわらず、詳細化、数値化されていない。これでは、その達成度を適切に評価できないのではないかと。第6次計画をPDCAサイクルに基づき適切に点検評価し、その結果を踏まえて第7次計画が策定されなければ、効果的な進行管理は望めず、計画自体が形だけのものになってしまうであろう。時間と手間をかけて計画を策定する以上は、真に廃棄物の減量化や適正処理の推進に役立つものとなるようにすべきである。第7次計画の見直しの際には、是非とも施策内容を詳細化、数値化していただきたい。

また、川口市災害廃棄物処理計画の内容が各中間処理施設をはじめとする環境部内で周知徹底されていないという印象を受けた。速やかにその原因を究明し、環境部内の各課、各中間処理施設が連携して初動対応できるよう、環境部内で定期的な研修を行うなど、今一度災害廃棄物処理計画の周知・徹底と理解度向上に努力していただきたい。さらに、災害発生に備えた事前対策について早急に検討願いたい。

(3) 中間処理施設の管理について

中間処理の4施設（戸塚環境センター、朝日環境センター、リサイクルプラザ

ラザ、鳩ヶ谷衛生センター)についても監査を実施した。検討項目は、各施設に対する各種規制や稼働状況を把握するとともに、鳩ヶ谷衛生センターを除く3施設については、戸塚環境センター及び朝日環境センターを中心に書類のみならず現物の管理状況についても確認した。

具体的には施設の運営、維持管理の状況を検討するために、現金、未収入金、施設の運転・点検整備の計画と実施状況、アセットマネジメント、固定資産・物品の管理、委託費、安全対策・危機管理等について確認した。

その結果、一部書類の保管や決裁、現物の管理などについて不備が見られた。

なお、委託費、修繕・工事に関する契約については次の(4)に別掲する。

(4) 契約について

各中間処理施設の契約事務について指摘した内容は概ね以下のとおりであり、ほぼ各施設共通のものと考えている。

- ・指名競争入札を選択する場合の理由を記載していただきたい。
- ・指名競争入札において、入札の体裁を整えているだけとの印象を受けた事案が散見された。入札を実施する以上は、競争性が確保された実効性ある入札となるよう努められたい。それが不可能なら別の契約方法も視野に入れるべきである。
- ・予定価格の在り方、積算の仕方を見直すとともに、予定価格の決定過程・経緯を明確にしていきたい。予定価格を参考見積書に基づいて積算する場合には、競争性の担保及び予定価格の根拠を明確化するため、その予算積算時において複数者から内訳書を付した見積書を徴して保存すべきである。
- ・長期継続契約に該当するものは、ガイドラインに従って事務を執行すべきである。
- ・一者随意契約とする理由を詳細に記載していただきたい。
- ・変更契約書は適切に保管されたい。
- ・補修工事契約・更新工事契約の必要な理由を予算執行同等の決裁文書に記載されたい、など。

以上の(1)～(4)を踏まえた上で、以下に記載する個別の指摘及び意見に対応されたい。

今年度は包括外部監査を担当させていただいて3年目となる。各年度テーマは異なるが共通の課題が2点認められ、これは市全体の問題であるとの印象を受けたので、3年間の集大成としてこれについて述べたい。

1点目は、基本施策、計画、マニュアル等の作成についてである。市では様々な基本施策、計画、マニュアル等を作成しているが内容を十分に吟味しないまま作成していること、それが関係部・課に十分に周知されていないこと、計画に関してはPDCAサイクルが機能せず、各施策の効果検証がなされていないか、検証が不十分なことである。このうち関係部・課への周知については、いわゆる縦割りの弊害ではないかと考えている。

2点目は、市の施設における内部管理についてである。各年度市の施設の現地調査を行ったが、施設内部の管理、例えば、書類の保管や決裁、現金や物品の管理などにおいて改善が必要な点が多々認められた。管理の在り方そのものを今一度検討すべきとの印象は3年間通じての共通のものである。特に物品購入、修繕工事や委託費などの契約関係の事務手続きについては多くの課題が検出された。これらの課題は全庁的に共通のものと考えられるので、契約の在り方を含めて市をあげて検討し、法令に対する準拠性及び競争入札の実効性の確保に努めていただきたい。

市は、この3年間の「指摘」に対して速やかに措置を講じていただくとともに、「意見」についても是非参考にしていただき、全庁的な改善に取り組んでいただくことを切に望むところである。

2 個別の指摘及び意見

監査の結果及び意見		掲載 頁数
【指摘 1】	「処理経費の削減」を課題に戻すべきである。	57
【指摘 2】	算出方法は、事実を正確に記載すべきである。	61
【指摘 3】	十分な期間の実績データに基づき、将来予測をするべきである。	61
【指摘 4】	トレンド推定式の決定は背景を考慮するべきであり、また、統計的な分析手法は正しく用いるべきである。	62
【指摘 5】	目標値は合理的な根拠に基づき設定するべきである。	68 119 135
【指摘 6】	他市との比較は分析・検討が重要であり、有効性ある施策に繋げるべきである。	77 106 132
【指摘 7】	達成する見込みのない数値を目標値にするべきではない。	97 104
【指摘 8】	用語は正確に使うとともに、定義を明確にするべきである。	104
【指摘 9】	数値目標はコストの観点も設定するとともに、税金の有効活用に努めるべきである。	138
【指摘 10】	環境省から公表されている本市のデータを所管課は把握するべきである。	139

【指摘 11】	エコリサイクル推進事業所の認定事業者数を増加させる施策を取るべきである。	145
【指摘 12】	計画に織り込んだことは計画に従い実施するべきである。	151
【指摘 13】	川口市災害廃棄物処理計画の部内における周知徹底	165
【指摘 14】	災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応手順及び平時の事前検討事項について早急に再検討すべきである。	166
【指摘 15】	一般廃棄物処理基本計画における施策内容の詳細化及び数値化の必要性	167
【指摘 16】	長期休業中における入浴券購入用自動販売機のつり銭の管理方法を改めるべきである。	177
【指摘 17】	現金管理に関連する鍵の保管の厳格化を図るべきである。	177
【指摘 18】	内容不明金及び拾得金の管理方法を明確化し、適切な運用を図るべきである。	179 220
【指摘 19】	金庫の管理運用方法を見直すべきである。	180
【指摘 20】	不要な備品は管理の効率性の観点から速やかに除却すべきである。	187
【指摘 21】	備品受払簿を網羅的に作成すべきである。	189
【指摘 22】	指名競争入札を選択する根拠を地方自治法施行令第 167 条第 1～3 号に求める場合の理由を明確化し、資料の保存を図るべきである。	205
【指摘 23】	実効性のある競争入札	205 248 272 296
【指摘 24】	長期継続契約に該当するものについては、長期継続契約ガイドラインに従って事務を執行すべきである。	206
【指摘 25】	一者随意契約理由の詳細な記載	206
【指摘 26】	随意契約における見積書の徴取を 2 者以上から徴しない理由	206
【指摘 27】	「契約事務の手引き」の変更内容の周知徹底	207
【指摘 28】	予定価格決定のための資料の保存	207 249 267
【指摘 29】	災害発生に備えた事前対策	209 250 273 298
【指摘 30】	委託業者の安全管理・危機管理体制の内容を把握し、災害発生における予防措置や災害発生時の対応に活かすべきである。	209
【指摘 31】	変更契約書の適切な保管	234
【指摘 32】	防災倉庫の適切な設置場所	234
【指摘 33】	指名競争入札の根拠条文の誤り	238
【指摘 34】	競争入札の趣旨が反映する契約	238
【指摘 35】	一者随意契約における予定価格の設定	247
【指摘 36】	補修工事契約の必要性の明確化	248

【指摘 37】	更新工事契約の必要性の明確化	248
【指摘 38】	業務検査結果通知書の確認不可	248
【指摘 39】	環境安全衛生に係る問題点の早期解消	249
【指摘 40】	予定価格決定のための十分な吟味検討	267 296
【指摘 41】	決裁文書への決裁日付の確実な記入	289
【意見 1】	生活系ごみのうち資源ごみの割合を数値目標に。	51 86
【意見 2】	事業者への効果的な指導	52
【意見 3】	課題に対する具体的取り組み	53
【意見 4】	課題解決及び目標達成に向けた努力の見える化	54
【意見 5】	他市との比較基準は一貫した記載をするべきである。	77
【意見 6】	用語の定義について	86
【意見 7】	対象者を意識した効果的な広報・施策の実施	87
【意見 8】	コロナ禍による影響の適切な把握	88
【意見 9】	トレンド予測値の推定値は、多面的に検討するべきである。	90 96 112 118
【意見 10】	トレンド予測値のロジックを改善するべきである。	90 112
【意見 11】	生活系ごみの分別徹底を推進する強力な施策の実行	110
【意見 12】	数値目標の項目は十分に検討して設定するべきある。	121
【意見 13】	数値目標でポイントとなる項目については、過去からの推移を示すべきである。	123
【意見 14】	目標値の設定をするための分析が足りていない。	131
【意見 15】	季節的要因を加味して、目標設定の精度を上げるべきである。	136
【意見 16】	他市との比較はコストの観点も記載するべきである。	138
【意見 17】	実施件数は目的に見合った件数を行うべきである。	145
【意見 18】	一般廃棄物処理手数料（処理困難物）及び粗大ごみ収集手数料の見直しについて	146
【意見 19】	家庭ごみ有料化の条件・基準の明確化と市民への公表	146
【意見 20】	グリーン購入の調達率について	151
【意見 21】	多言語のパンフレットの配布について、費用対効果を意識した対策を取るべきである。	151
【意見 22】	目的と施策は整合性あるものにするべきである。	153
【意見 23】	最終処分と再資源化に関する財政的な対応方針を検討すべきである。	158
【意見 24】	川口市まち美化促進プログラムの普及促進	163
【意見 25】	路上喫煙禁止地区の更なる指定	163
【意見 26】	喫煙マナー向上の啓発活動の必要性	164

【意見 27】	騒音のより厳密な測定	215
【意見 28】	各焼却炉の均等な稼働	217
【意見 29】	長期修繕計画の重要性	221
【意見 30】	変更契約による増額割合の明文化	226
【意見 31】	老朽化した施設の再生	252
【意見 32】	設備の修繕の計画的な実行	274
【意見 33】	狭小解消に向けた対策の検討	274
【意見 34】	作業者の安全確保	274
【意見 35】	発生年度の翌年度の回収に注力すべきである。	285